

| A.筆記試験科目 | B.養成施設における法定教科目 | C.本学設置科目 |
|-------------------|-----------------|---|
| ①社会福祉 | 社会福祉 | 社会福祉原論 |
| ②子ども家庭福祉 | 子ども家庭福祉 | 児童・家庭福祉論 |
| | 子ども家庭支援論 | 家庭支援論 |
| ③子どもの保健 | 子どもの保健 | 子どもの保健Ⅰ |
| | 子どもの健康と安全 | 特例制度により免除 子どもの保健Ⅱ |
| ④子どもの食と栄養 | 子どもの食と栄養 | 子どもの食と栄養 |
| ⑤保育原理 ※免除されません | 保育原理 | 特例制度により免除 保育原理Ⅰ |
| | 乳児保育Ⅰ | 該当なし |
| | 乳児保育Ⅱ | 乳児保育 |
| | 子育て支援 | 保育相談支援Ⅱ |
| | 障害児保育 | 特例制度により免除 障害児保育 |
| ⑥社会的養護 | 社会的養護Ⅰ | 社会的養護 |
| | 社会的養護Ⅱ | 特例制度により免除 社会的養護内容 |
| ⑦保育実習理論 | 保育内容総論 | 保育内容総論 |
| | 保育内容演習 | 特例制度により免除 保育内容(健康・人間関係・環境・言葉・身体表現・造形表現) → 注意:()内の科目全て修得要 |
| | 保育内容の理解と方法 | 「ピアノⅠA」及び「ピアノⅠB」及び「教科図画工作」及び「幼児体育」 |

注意: 試験科目(A)毎に法定教科目(B)が2科目の場合は、2科目修得することで免除となる。

(例:『社会的養護』→“社会的養護Ⅰ”及び“社会的養護Ⅱ”を修得して免除となる)

※⑤の試験科目については、本学設置科目が無い為、免除対象となりません。